

## 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金に係る予算流用について

## 1 目的

新型コロナウイルスの感染症の影響が長期化する中、国の経済対策として平成15年4月2日以降に生まれた児童への給付金を支給するもの。

## 2 背景

- 令和3年11月19日の閣議決定により、政府の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に、平成15年4月2日以降に生まれた児童を対象として、年内を目途に現金5万円の支給、来春までに5万円分のクーポン配布を行うことが盛り込まれた。

## 3 事業内容

現金給付（子ども1人あたり一律5万円）

## (1) 支給対象者

対象児童の父母等

（※対象児童は、平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童）

①令和3年10月分の児童手当の対象児童（0歳から中学生）

②高校生世代

③令和3年10月1日から令和4年3月31日までに生まれる児童

- 所得制限有（※児童手当における特例給付は支給対象外）

児童手当制度の所得限度額を基準とし、共働きの場合は収入の高い方の額で判定。年収103万円以下の配偶者と児童2人の世帯の場合の限度額は、年収960万円未満。

申請不要	(1) ①（公務員受給者を除く）
要申請	(1) ①の内、公務員、②、③

## (2) 支給対象者数

対 象	対象者見込数
0～18歳までの子ども (令和3年10月1日付浜松市町字別年齢別人口表より)	131,247人
令和3年10月1日から令和4年3月31日出生見込数	2,700人
計	133,947人
DV被害により本市に避難している者の子ども	50人



**\*所得限度額以内の支給対象者数 122,746人**（特例給付の割合 約8.4%）

133,947人×91.6%+50人≒122,746人

#### 4 事業費 62 億 1,000 千円 (11 月補正追加要求)

- ・負担金補助及び交付金  
61 億 37,300 千円 (支給対象児童 122,746 人×@50 千円)
- ・需用費 1,000 千円 (消耗品 (コピー用紙)、印刷製本費 (ポスター等))
- ・役務費 17,700 千円 (郵便料、手数料)
- ・委託料 45,000 千円 (システム改修、印刷、封入封緘、システム入力、コールセンター委託)

#### ○流用対応

年内の支給に対応するため、補正要求の内、事前の予算流用分

区分	事業	節	細節	流用額 (千円)
流用元	児童手当支給事業	19 扶助費	01 扶助費	△5,400
流用先	子育て特別給付金 支給事業	10 需用費	01 消耗品	200
			17 印刷製本費	200
		12 委託料	14 その他事業	5,000

#### 5 スケジュール

時期	内容
12 月 3 日	厚生保健委員会 付託議案審査
12 月 13 日頃	対象世帯へ通知発送 (申請不要の者)
12 月 14 日	11 月補正議決
12 月 28 日	<b>給付金支給</b>
1 月 5 日	広報はままつ掲載 (要申請者への案内)

※申請が必要な者については、申請等受付後順次支給予定。

#### 6 その他

子ども 1 人あたり 5 万円分のクーポン配布は来春を予定されているが、詳細は未定。